

## 環太平洋パートナーシップ参加国のマクロ経済政策当局間の共同宣言 (仮訳)

我々、環太平洋パートナーシップ（以下「TPP」という。）参加国のマクロ経済政策当局（以下「当局」という。）は、それぞれの政府がアトランタで到達した、野心的で包括的なかつ高水準の合意を歓迎する。

我々は、TPPの成功に向けてマクロ経済の安定が重要であることを認識しつつ、マクロ経済政策及び為替政策の協調を強化することを決定した。マクロ経済協調を推進する際、我々はTPP地域の経済の多様性と発展段階の差異を認識する。また、我々は、我々の政策が他のTPP参加国に与える影響を十分に考慮し、財政政策・金融政策が国内目的に適合するよう指向することの重要性を認識する。さらに我々は、実質為替レートが経済のファンダメンタルズに沿うように調整されることが、マクロ経済の円滑な調整を促進し、長引く対外収支不均衡の回避の助けとなり、強固で持続的かつ均衡のとれた世界経済の成長を促進することを認識する。こうしたことに向けて、我々の目的は、透明性と対話を通じて、実質為替レートが根底にある経済のファンダメンタルズを反映するように調整されることを可能とする、市場で決定される透明な為替制度を促進することである<sup>1</sup>。さらに我々は、資本フローの過度な変動は、政策対応が必要となり得る政策課題を発生させ得ることを認識する。

### I. 為替政策

各当局は、自国が国際通貨基金（IMF）協定のもと、効果的な国際収支の調整の阻害又は不公正な競争優位性の獲得を目的とした為替レート又は国際金融システムの操作を回避することを義務付けられていることを確認する。各当局は、根底にある経済のファンダメンタルズを反映する為替システムを促進するための政策行動をとり、継続した為替の乖離を避けることとする。各当局は、通貨の競争的な切り下げを回避し、競争力を目的として自国の為替レートを誘導しない。

### II. 透明性と報告

各当局は、次を公表することとする<sup>2345</sup>。

- (a) 各国に関するIMF 4条協議スタッフレポート（為替評価を含む。）。IMF理事会による審議から4週間以内。
- (b) IMFの特別データ公表基準（SDDS）のテンプレートに従った外貨準備の月次データ（フォワード・ポジションを含む。）。各月末の後30日以内。
- (c) 適切な透明性を提供する方法による、少なくとも四半期毎のスポット及びフォワードの為替市場への介入の実施状況。各四半期末の後3か月以内。
- (d) 四半期毎の国際収支ポートフォリオ資本フロー。各四半期末の後90日以内。
- (e) 四半期毎の国内の「広義の」マネーストック。各四半期末の後90日以内。
- (f) 四半期毎の輸出及び輸入。各四半期末の後90日以内。
- (g) IMFの公的外貨準備の通貨別構成（COFER）データベースへの参加の確認。

### Ⅲ. マクロ経済政策に関する協議

#### 1. 多国間対話

当局は、ここにＴＰＰマクロ経済グループ（以下「グループ」という。）を設立する。各当局の首席代表は、マクロ経済政策を担当する高官とする。グループは少なくとも毎年１回は会合し、又は次のとおりとする。このグループは、相互尊重のもと会合を開催し、随時、会合の開催に関する適切な方法について検討することができる。上記Ⅰ．又はⅡ．に関する二国間の議論を当局がグループで提起することを排除するものではない。

2. グループは、年次会合において、各ＴＰＰ参加国のマクロ経済政策及び為替政策について、特に、こうした政策が他のＴＰＰ参加国に与える影響、透明性や報告に関する論点や課題、そして不均衡に対処する政策対応について検討する。グループは、会合及びグループの統一見解を反映するあらゆる結論に関して報告書、コミュニケ又はその他の文書を準備し、公表する。

### Ⅳ. 独立したインプット

当局は、適当な場合には、グループを代表し、ＩＭＦその他の機関に対して独立したインプットを提供するよう招請することができる。

### Ⅴ. その他

1. 本宣言は、ある当局が属する国についてＴＰＰが効力を生じた後直ちに、当該当局について実施されることとなる。
2. ＴＰＰへの加入を求める国のマクロ経済政策当局は、当該マクロ経済政策当局と当局との間で決定される条件に従い、本宣言に参加することとなる。

## 付属文書 - データに係る定義

1. **為替評価**とは、各国に対するIMF 4条協議の一部としてIMFスタッフにより同理事会へ提出される、又は2011年8月29日のIMF 3カ年サーベイランス・レビュー報告書の勧告4に準拠した対外セクター年次レポートにおいて公表された為替評価を意味する。
2. **外貨準備**とは、国際収支マニュアル第6版のパラグラフ6.86から6.92までに定義された、国際収支の有事の際に有用な外国紙幣、銀行預金、短期国債、短長期政府証券等の、通貨当局の非居住者に対する金銭債権を意味する。
3. **フォワード外国為替契約**とは、将来の指定日に合意された為替レートで特定の外貨を一定量取引する取極を意味する。(金融デリバティブ：国際収支マニュアル補則パラグラフ5のFD28)
4. **フォワード・ポジション**とは、未決済のフォワード外国為替契約(先物及びスワップを含む。)の価値を意味する。
5. **介入**とは、外国通貨・自国通貨間の買い・売り又は外国通貨・自国通貨間のフォワードの買い・売り(先物及びスワップを含む。)を意味する。
6. **ポートフォリオ資本フロー**とは、国際収支マニュアル第6版のパラグラフ6.54から6.57までに定義された、直接投資や準備資産以外の、対外取引及び債券・株式等の有価証券を含むポジションを意味する。
7. **広義のマネー**とは、財政金融統計マニュアル(2000年)6章に準拠した高次のマネーサプライを意味する。
8. **輸出**とは、ある国の経済領域から出ることによって当該国の物的資源のストックから引かれた全ての産品を意味する。(国連：国際商品貿易統計：概念と定義(2010年)1章A節1.2項)
9. **輸入**とは、ある国の経済領域に入ることによって当該国の物的資源のストックに加わった全ての産品を意味する。(国連：国際商品貿易統計：概念と定義(2010年)1章A節1.2項)

## 後注

1. 我々は全員、IMF加盟国であり、この宣言は、IMF協定に基づく権利・義務と整合的である。
2. ブルネイ・ダルサラーム国当局は、次のステップをとる。(1) II(a)に関し、ブルネイ・ダルサラーム国当局は、IMF理事会が4条協議スタッフレポートを審議した後8週間以内に、4条協議のプレスリリースと、4条協議スタッフレポートにおける為替評価の適切な箇所のみを公表する。(2) II(b)に関し、ブルネイ・ダルサラーム国当局は、毎月末の後60日以内にデータを提供する。(3) II(d)に関し、ブルネイ・ダルサラーム国当局は、国際収支の資本フローに関するデータをより定期的に公表するためのステップをとり、各四半期末の後90日以内に公表するための最善の努力を尽くす。II(g)は、ブルネイ・ダルサラーム国当局には適用されない。
3. マレーシア当局は、6カ月の期間におけるスポット及びフォワードの為替市場での自国通貨に対する外貨購入ネット総計額について、各期間終了後6カ月以内に適切な透明性を提供する方法で公表することをもって、II(c)に基づく介入データの公表を果たしていることとする。
4. シンガポールにおける為替レートを重視した金融政策の実施を認識し、シンガポール当局は、6カ月の期間におけるスポット及びフォワードの為替市場での自国通貨に対する外貨購入ネット総計額について、各期間終了後6カ月以内に適切な透明性を提供する方法で公表することをもって、II(c)に基づく介入データの公表を果たしていることとする。
5. ベトナムは、(i) II(b)については、2022年よりSDDSショートテンプレートに基づき、半期毎の外貨準備のデータを各期間の終了後30日で共有することをもって、(ii) II(c)については、6カ月の期間におけるスポット及びフォワードの為替市場での自国通貨に対する外貨購入ネット総計額（プラスの値）について、各期間終了後6カ月以内に適切な透明性を提供する方法で公表することをもって、(iii) II(g)については、2022年よりCOFERデータベースに参加することをもって、果たしていることとする。